



指宿市



中小企業災害復旧資金利子補助金のご案内

台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金にかかる金利負担を軽減するため、指宿市中小企業災害復旧資金利子補助金を制定しました。

補助対象者

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱第2条第1号に規定する中小企業者又は第2条第2号に規定する組合
- (2) 市税等の滞納がない者
- (3) 市内における災害により被害を受け、市長の発行する災害を受けたことを証明するものの交付を受けた者

対象資金の条件

利子補助対象災害の災害復旧のために借入申し込みを行ったもの。

対象経費

前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に金融機関に支払った対象資金（上限1,500万円）にかかる利子（延滞利子を除く）。

対象資金

- 次に掲げる資金で、災害復旧の目的で借入申し込みを行ったもの。
- (1) 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の資金
 - (2) 県融資要綱に規定する緊急災害対策資金
 - (3) 県内市町村制度資金

交付期間

償還開始（支払利子開始のみを含む。）の日に属する月から起算して5年

補助率

融資額によって異なります。

提出書類

- (1) 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書
- (2) 中小企業災害復旧資金利子支払い証明願
- (3) 被災証明書等又はその写し
- (4) 事業報告書
- (5) 市税等の滞納がないことの証明
- (6) 中小企業災害復旧資金利子補助金交付請求書

【問い合わせ先】

指宿市役所 産業振興部商工水産課商工運輸係 代表:0993-22-2111(内線:313)